明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　四月十一日付特第一八号一
政府調達第六九号一六ページ

六ページ●同月十二日付第八五号六四ページ●同日付
ジ

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年五月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年四月十二日

名古屋市中区丸の内三丁目一八番一五号

株式会社ワイジェイオー

代表取締役　大平　裕

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年五月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年四月十二日

名古屋市中区丸の内三丁目一八番一五号

株式会社ダイスケ

代表取締役　野々川純一

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年五月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年四月十二日

愛知県清須市春日江先二三番地

野々川工芸株式会社

代表取締役　野々川純一

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年五月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年四月十二日

名古屋市西区鳥見町二丁目一三〇番地

野々川不動産株式会社

代表取締役　野々川純一

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年五月三十日開催予定の定時株主総会において承認可決されることを条件として、同日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年四月十二日

大阪府摂津市別府二丁目三一番一八号

西部容器株式会社

代表取締役　川島　湊

社債権者集会決議認可公告

平成二十八年三月二十四日に開催された株式会社鬼怒川温泉山水閣第一回転換社債型新株予約権付社債権者集会における左記決議について裁判所の認可（宇都宮地方裁判所平成二十八年（ヒ）第八号社債権者集会決議認可申立事件に係る宇都宮地方裁判所第一民事部平成二十八年三月二十九日付決定）を得ましたので公告致します。

記

株式会社鬼怒川温泉山水閣第一回転換社債型新株予約権付社債（以下「本社債」）について、最終第三回目の償還期日を平成三十三年五月三十一日に変更し、新株予約権の行使請求期間を平成三十三年五月三十日まで延長する。これらに伴い、本社債要項を変更する。

平成二十八年四月十二日

栃木県日光市鬼怒川温泉滝五三〇番地

発行会社　株式会社鬼怒川温泉山水閣

代表取締役　庄田　哲康

限定承認公告

本籍東京都台東区浅草二丁目七番地二、最後の住所東京都港区三田三丁目七番一六号　八幡ビル五〇三　被相続人　亡　石田　光利

右被相続人は平成二十七年九月七日死亡し、その相続人は平成二十八年三月三十日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月十二日

埼玉県飯能市大字中居五三番地九

相続財産管理人　須藤　薫

限定承認公告

本籍三重県松阪市御麻生薗町五三七番地、最後の住所兵庫県神戸市中央区中町通三丁目一番一八―一三〇一号　被相続人　亡　丸林　允子

右被相続人は平成二十七年九月三十日死亡し、その相続人は平成二十八年四月一日神戸家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月十二日

東京都小平市鈴木町一―一〇四―三七

相続財産管理人　丸林　乾

限定承認公告

本籍東京都足立区江北七丁目一二番地四、最後の住所東京都足立区西新井本町二丁目二六番二―二〇六号大林フローラ西新井　被相続人　亡　門田　正三

右被相続人は平成二十七年十一月二十八日死亡し、その相続人は平成二十八年三月二十九日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月十二日

東京都足立区西新井本町二丁目二六番二―二〇六号大林フローラ西新井

相続財産管理人　門田　鉄也

限定承認公告

本籍神奈川県平塚市南金目一三七五番地、最後の住所神奈川県平塚市広川八七三番地の一二　被相続人　亡　渡邊　春雄

右被相続人は平成二十七年二月三日死亡し、その相続人は平成二十八年三月二十八日横浜家庭裁判所小田原支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月十二日

神奈川県秦野市南矢名一七九八番地の六

相続財産管理人　井上　忍

限定承認公告

本籍広島県広島市南区宇品神田五丁目六番、最後の住所広島県広島市南区宇品神田五丁目二六番一四の八〇一号　被相続人　亡　園田　雄一

右被相続人は平成二十七年八月二十三日死亡し、その相続人は平成二十八年三月二十八日広島家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月十二日

広島市中区八丁堀六番三号　和光八丁堀ビル八階　相続財産管理人園田範子

代理人弁護士　小森　暢之

訂正公告

平成二十八年四月五日（号外第八十号）掲載の第二十七期決算公告（枠組）中、住所「京都市中京区古城町352番地3」とあるは「京都市中京区古城町352番地3」の誤りにつき訂正します。

平成二十八年四月十二日

京都市中京区小川通二条下る古城町三五二番地三　株式会社ネオ建築事務所

代表取締役　矢嶋　充

訂正公告

平成二十八年三月二十五日（号外第六十八号）掲載の（甲）名西建材株式会社、（乙）有限会社大基に係る合併公告及び決算公告（枠組）中、甲の第二十七期決算公告中、「（うち当期純利益）　(35,906)」とあるは「（うち当期純利益）　(3,519)」の誤りにつき訂正します。

平成二十八年四月十二日

扱　店

正　誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十八年三月四日（号外第五十号）厚生労働省告示第五十三号（基本診療料の施設基準等の一部を改正する件）（印刷誤り）				
一九九	上	終りから一六	規定する費用別表第九	規定する費用別表第九
同日（同号外）厚生労働省告示第五十四号（特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件）（印刷誤り）				
二一二	上	一二	施設基準当該療養	施設基準当該療養
平成二十八年三月十八日（号外第六十一号）厚生労働省告示第七十三号（厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部を改正する件）（印刷誤り）				
八	下	終りから一三	並びに第四	、第四

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03(3587)4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）